

## 令和3年度名古屋市教育委員会第44号議案

### 名古屋市教育センター処務規則の一部を改正する規則案について

#### 1 改正内容

##### (1) 組織の変更

主幹（個別最適化された学びに係るICT環境整備の推進）及び主査（個別最適化された学びに係るICT環境整備の推進）を廃止します。

##### (2) 再任用短時間勤務職員の勤務時間の特例

再任用短時間勤務職員の勤務時間の割振り等について、原則外勤務とする職員を加えます。

#### 2 施行期日

令和4年4月1日から施行します。

#### 3 規則案・新旧対照

別紙のとおり

(案)

名古屋市教育センター処務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月 日

名古屋市教育委員会教育長 鈴木 誠 二

名古屋市教育委員会規則第 号

名古屋市教育センター処務規則の一部を改正する規則

名古屋市教育センター処務規則（昭和56年名古屋市教育委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中 「主 幹 (1) 主 査 (1)」 を削り、同条第2項中「主幹及び」を削

り、同項主幹（個別最適化された学びに係るICT環境整備の推進）の項及び主査（個別最適化された学びに係るICT環境整備の推進）の項を削る。

第3条第3項中「主幹及び」を削る。

別表第1中

「

図書の整備 計画、管理 及びレファ レンスサー ビス並びに 教育に関す	A	1日について午前9時から午後4時までの間において6時間とする。	1日について1時間とする。	日曜日及び土曜日とする。
--	---	---------------------------------	---------------	--------------

る情報の調査、収集及びデータベース作成に関する業務に従事する者	B	1日について午前10時から午後5時までの間において6時間とする。		
---------------------------------	---	----------------------------------	--	--

を

図書の整備計画、管理及びレファレンスサービス並びに教育に関する情報の調査、収集及びデータベース作成に関する業務に従事する者	A	1日について午前9時から午後4時までの間において6時間とする。	1日について1時間とする。	日曜日及び土曜日とする。
	B	1日について午前10時から午後5時までの間において6時間とする。		
情報教育の推進に関する事項の検討、情報収集、調査研究、指導及び助言に関する業務に従事する者	A	1日について午前8時45分から午後3時45分までの間において6時間とする。	1日について1時間とする。	日曜日及び土曜日とする。
	B	1日について午前10時30分から午後5時30分までの間において6時間とする。		

に改める。

#### 附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

(参 考)

新 旧 対 照

名古屋市教育センター処務規則（抜すい）

改 正 案	現 行
<p>(組織)</p> <p>第2条 センターに次の組織を置く。</p> <p>総務課 (略)</p> <p>研修部</p> <p>研究調査部</p> <p>学校情報化支援部</p> <p>事務係</p> <p>教育相談部</p> <p>2 部、課及び係の分掌事務並びに主査の分担事項は、次のとおりとする。</p> <p>総務課 } 研修部 } (略) 研究調査部 }</p> <p>学校情報化支援部</p> <p>事務係 (略)</p>	<p>(組織)</p> <p>第2条 センターに次の組織を置く。</p> <p>総務課 (略)</p> <p>研修部</p> <p>研究調査部</p> <p>学校情報化支援部</p> <p>事務係</p> <p><u>主幹(1)</u></p> <p><u>主査(1)</u></p> <p>教育相談部</p> <p>2 部、課及び係の分掌事務並びに<u>主幹及び主査</u>の分担事項は、次のとおりとする。</p> <p>総務課 } 研修部 } (略) 研究調査部 }</p> <p>学校情報化支援部</p> <p>事務係 (略)</p> <p><u>主幹(個別最適化された学びに係る ICT環境整備の推進)</u></p> <p><u>(1) 個別最適化された学びに係る ICT環境整備の推進に関すること。</u></p> <p><u>主査(個別最適化された学びに係る</u></p>

	<u>I C T環境整備の推進)</u>
	<u>(1) 個別最適化された学びに係る I C T環境整備の推進に関すること。</u>
教育相談部 (略) (部長等)	教育相談部 (略) (部長等)
第3条 (略)	第3条 (略)
2 (略)	2 (略)
3 主査は、上司の命を受けて分担事項 を処理する。	3 <u>主幹及び</u> 主査は、上司の命を受けて 分担事項を処理する。